

「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会」
開催要領

平成26年10月28日

1 目的

平成26年3月24日に策定した「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」（以下「指針」という。）に関する地方公共団体における取組の状況についてフォローアップ等を行い、その結果を踏まえて地方公共団体に対して情報提供・助言等の支援を実施するに当たり、有識者の方々から地方公共団体の電子自治体に係る取組の一層の促進に資する幅広い御意見を頂くため開催する。

2 名称

本会議の名称は、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3 検討内容

ICT技術の進展等電子自治体を取り巻く環境の変化や指針のフォローアップ等の結果を踏まえた、地方公共団体の電子自治体に係る取組を一層促進させるための施策について

4 構成員

検討会の構成員は、別紙に掲げる外部有識者とする。

5 運営

- ① 検討会に座長を置き、構成員の互選をもって決定する。
- ② 座長は検討会において、その議長となる。

6 その他

- ① 検討会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- ② 検討会の開催及び庶務は、自治行政局地域情報政策室が行う。
- ③ この要領に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は、座長が事務局と協議の上、別に定める。